

新潟大学教育研究院医歯学系歯学系列における研究員及び非常勤研究員に関する要項

令和3年2月10日  
歯学系列教員会議承認

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学教育研究院医歯学系歯学系列(以下「本系列」という。)における研究教育等を推進するため、本系列において研究活動等を行う研究者(国立大学法人新潟大学と労働契約を締結した者を除く。以下「研究員」又は「非常勤研究員」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2 研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、新潟大学(以下「本学」という。)の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有するもの又はこれに相当する資格を有するものとする。

(1) 大学、研究所、その他の研究機関及びその他公的機関と本学との交流協定等に基づく研究者

(2) 本務を有しておらず、かつ本学において常時研究を行うことができる研究者

2 非常勤研究員となることができる者は、次に該当する者で、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有したもの又はこれに相当する資格を有したものとする。

(1) 本学における研究教育等を推進する上で適当と認められる研究者

(受入れ)

第3 研究員及び非常勤研究員の受入れは、本系列教員会議において選考の上、系列長が行う。

(受入れ期間)

第4 研究員及び非常勤研究員の受入れ期間は、当該年度内とする。

2 前項の規定にかかわらず、系列長は、研究を継続する必要があると認めた場合は、受入れ期間の延長を許可することができる。

(受入れ教員)

第5 系列長は、研究員及び非常勤研究員の受入れに当たっては、大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻または大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻を担当する教授または准教授のうちから受入れ教員を定めるものとする。

2 受入れ教員は、研究員及び非常勤研究員に対して事故等の防止のための適切な指導を

行わなければならない。

(研究等への従事)

第6 研究員及び非常勤研究員は、あらかじめ定められた計画に従い、研究等を行うものとする。

2 非常勤研究員は、科学研究費補助金等の外部資金への新規応募資格を有しないものとする。

(施設等の利用)

第7 研究員及び非常勤研究員は、本系列に所属する教員による教育及び研究に支障のない範囲において、研究を行うために必要な本学の諸施設及び設備を利用することができる。

(給与)

第8 研究員及び非常勤研究員には、給与等を支給しない。

(規則等の遵守)

第9 研究員及び非常勤研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、研究員及び非常勤研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年2月10日から実施する。

新潟大学教育研究院医歯学系歯学系列における研究員及び非常勤研究員に関する申し合わせ

令和3年2月●日  
歯学系列教員会議決定

1. 本制度は、教育研究院医歯学系歯学系列「研究員」及び「非常勤研究員」の身分を付し、大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻及び大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻で研究を継続することを可能とするために、制定するものである。

2. 研究員および非常勤研究員になれる者は、国立大学法人新潟大学職員就業規則第22条第2項で定める年齢を超えることはできない。

3. 受入申請手続きに関しては、原則として、受入前年度末に、以下の書類を受入教員経由で歯学系列長に提出する。ただし、年度途中の受入申請を妨げるものではない。

- (1) 新潟大学教育研究院医歯学系歯学系列研究員（非常勤研究員）受入申請書（様式1）
- (2) 保険等の加入を示す書類（様式任意）

4. 辞退手続きに関しては、資格を満たさなくなった時点で、以下の書類を歯学系列長に提出する。

- (1) 研究員（非常勤研究員）辞退届（様式2）